述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から15日以内に近畿運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号540－8558大阪府大阪市中央区大手前四丁目１番76号」あて提出されたい。

1　事案の要旨　最低賃金法第35条第７項の規定に基づく、下記３に掲げる船舶所有者に使用されている船員であって、下記３に掲げる船舶に乗り組む者に係る特定最低賃金の改正の決定について

2　適用する地域　近畿運輸局の管轄区域（兵庫県の区域を除く。）

3　適用する使用者

⑴　国内各港間のみを航海する船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるもの（漁船、海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶を除く。）の船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする鋼船

②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の鋼船

③　鋼製はしけ

④　木船

⑵　旅客運送の用に供する船員法第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるものの船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする船舶

②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶

③　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶で、その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で２時間以内に往復できる区域に限定されているもの

⑶　前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船員法第１条に規定する船舶の所有者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）のうち、沖合底びき網漁業（漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第６号）第１項第１号に掲げる漁業をいう。）の用に供する漁船の船舶所有者

平成29年９月７日

近畿地方交通審議会会長　尾崎　　裕

国家試験

平成29年度技術士第一次試験の試験会場

技術士法施行規則（昭和59年総理府令第５号）第１条の規定に基づき、平成29年10月８日に実施する平成29年度技術士第一次試験の試験会場について、次のとおり公告する。

平成29年９月７日

文部科学大臣　林　　芳正

試験地	試験会場
北海道	北海道大学高等教育推進機構　札幌市北区北17条西８丁目
宮城県	サンフェスタ　仙台市若林区卸町２丁目15番地の２
東京都	青山学院大学青山キャンパス　渋谷区渋谷４丁目４番25号
	電気通信大学　調布市調布ヶ丘１丁目５番１号
	東京大学駒場Ⅰキャンパス　目黒区駒場３丁目８番１号
	明治大学和泉キャンパス　杉並区永福１丁目９番１号
神奈川県	慶應義塾大学日吉キャンパス　横浜市港北区日吉４丁目１番１号
新潟県	日本歯科大学新潟生命歯学部　新潟市中央区浜浦町１丁目８番地
石川県	金沢工業大学扇が丘キャンパス　野々市市扇が丘７番１号
愛知県	名古屋工業大学　名古屋市昭和区御器所町
大阪府	大阪学院大学　吹田市岸部南２丁目36番１号
	大阪商業大学　東大阪市御厨栄町４丁目１番10号
広島県	広島工業大学専門学校　広島市西区福島町２丁目１番１号
香川県	香川大学幸町キャンパス　高松市幸町１番１号
福岡県	福岡工業大学　福岡市東区和白東３丁目30番１号
沖縄県	沖縄大学　那覇市字国場555番地

公　告

諮　事　項

公示送達

再審査請求人　名古屋市南区平子２－６－20宇津野ハイツ202
長嶺　　翼

上記の者に送達すべき平成26年２月25日付け再審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第56条において準用する第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成29年９月７日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　鈴木　俊一

公示送達

再審査請求人　京都市西京区大枝北沓掛町３－300－11
大友　佳明

上記の者に送達すべき平成27年12月21日付け再審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第56条において準用する第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成29年９月７日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　鈴木　俊一

公示送達

再審査請求人　大阪市旭区今市２－９－14ヴィーブル千林501
多賀健太郎

上記の者に送達すべき平成28年４月25日付け再審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第56条において準用する第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成29年９月７日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　鈴木　俊一

公示送達

再審査請求人　東京都品川区大井１－21－５
畠山　清美

上記の者に送達すべき平成28年５月19日付け再審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第56条において準用する第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成29年９月７日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　鈴木　俊一

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２９年（家）第１０２号

鳥取県鳥取市東町１丁目220番地
申立人　鳥取県
本籍鳥取県鳥取市下段500番地、最後の住所鳥取県鳥取市下段188番地、死亡の場所鳥取県鳥取市、死亡年月日平成13年10月16日、出生の場所鳥取県気高郡豊実村、出生年月日大正11年１月18日、職業不詳
被相続人　亡　古田　静男
事務所鳥取県鳥取市南吉方１丁目114－３
エステートビルⅡ　２Ｆ　小坂壽法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小坂　　壽
鳥取家庭裁判所

平成２９年（家）第７２８号

岡山県津山市三浦299番地１
申立人　森元富士子
本籍岡山県津山市三浦299番地１、最後の住所岡山県津山市三浦299番地１、死亡の場所岡山県津山市、死亡年月日平成28年11月２日、出生の場所岡山県勝田郡滝尾村、出生年月日昭和25年11月８日、職業不詳
被相続人　亡　森元　　宿
事務所岡山県津山市南新座34番地　アリコベール・しんざ201
相続財産管理人　弁護士　飯綱　浩二
岡山家庭裁判所津山支部